

2025年3月吉日

お客さま 各位

伊達信用金庫

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

平素は、伊達信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、2025年4月1日（火）より、払戻請求書による当座勘定払戻の取扱い開始に伴い、「当座勘定規定」を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

2025年4月1日（火）

2. 「当座勘定規定」の主な改定内容

改定後	改定前
第6条（手形、小切手 <u>等</u> の金額の取扱い） 手形、小切手 <u>等</u> を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。	第6条（手形、小切手の金額の取扱い） 手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
第7条（手形、小切手 <u>等</u> の支払い） (1)、(2) 省略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当金庫所定の払戻請求書</u> を使用してください。 <u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行う</u>	第7条（手形、小切手の支払い） (1)、(2) 省略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 【追加】

<u>ことはできません。</u> 第8条（手形、小切手用紙<u>等</u>） (1)、(2)、(3)、(4) 省略 (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。<u>(ただし、払戻請求書用紙は無料とします。)</u> (6)、(7) 省略 第12条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手、<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとしします。 (2) 省略 第17条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)、(3) 省略	第8条（手形、小切手用紙） (1)、(2)、(3)、(4) 省略 (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6)、(7) 省略 第12条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとしします。 (2) 省略 第17条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)、(3) 省略
--	---

以上